

公社債等の 税制が大幅に 変わります！

- 1 公社債・公社債投資信託の利子や分配金、売買や償還に係る損益が、上場株式等の売買損益や配当等と**通算**できるようになります^(注4・5)。
- 2 公社債・公社債投資信託が**特定口座の対象**になります。
- 3 公社債・公社債投資信託の**売買益が課税対象**となります。

平成28年1月

公社債等の利子^(注5)

20%^(注2) (源泉分離課税)
上場株式等との通算不可

公社債等の売買損益^(注6)

非課税
上場株式等との通算不可

公社債の償還損益

累進税率(総合課税)
上場株式等との通算不可

20%^(注2)

(申告分離課税)
上場株式等との通算可

(注2) 復興特別所得税は考慮していません。

(注4) 公社債の売買損や償還損(デフォルトによる損失を含みます。)が考慮されるようになります。

(注5) 公募公社債投資信託やMRF・MMF等の普通分配金を含みます。

(注6) 公募公社債投資信託の解約・償還損益を含みます。